第五節　発電事業

（発電事業の届出）

第四十五条の十九　法第二十七条の二十七第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十七の発電事業届出書を提出しなければならない。

2　法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力

三　専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であって、法第二十八条の三第一項の規定による接続に係るものを有する場合にあっては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四　一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容

3　法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面

二　一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

三　届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

4　法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

（発電事業者の地位の承継の届出）

第四十五条の二十　法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の十九の発電事業承継届出書を提出しなければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第四十五条の二十一　法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十の発電事業休止（廃止）届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

2　法第二十七条の二十九において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による発電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の解散届出書を提出しなければならない。

第六節　特定供給

（構内の定義）

第四十五条の二十二　法第二十七条の三十一第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内

二　隣接する複数の前号に定める構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

（特定供給の許可申請）

第四十五条の二十三　法第二十七条の三十一第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるものとする。

2　法第二十七条の三十一第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　供給を必要とする理由を記載した書類

二　供給の相手方との契約書の写し

三　電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と次条で定める関係を有することに関する説明書

四　送電関係一覧図

3　法第二十七条の三十一第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　供給する電力及び電力量

二　供給開始予定年月日

（密接な関係）

第四十五条の二十四　法第二十七条の三十一第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　生産工程における関係、資本関係、人的関係等におけるもの

二　取引等（前号の生産工程におけるものを除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの

三　自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあっては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの

（特定供給の変更届出）

第四十五条の二十五　法第二十七条の三十一第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

（特定供給の廃止届出）

第四十五条の二十六　法第二十七条の三十一第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

第七節　広域的運営

第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出

第四十六条を次のように改める。

（供給計画の届出）

第四十六条　法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

小売電気事業者	一　年度別の最大電力の供給に関すること 二　年度別の電力量の供給に関すること 三　電気の取引（振替供給、接続供給、特定供給及び法第二十七条の三十一第一項第一号の規定による電気の供給を除く。以下この条において同じ。）に関すること	初年度以降十年間
一般送配電事業者	一　月別の最大電力の供給に関すること 二　月別の電力量の供給に関すること	初年度
	一　年度別の最大電力の供給に関すること 二　年度別の電力量の供給に関すること 三　使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること 四　電気の取引に関すること	初年度以降十年間
	一　月別の最大電力の供給に関すること 二　月別の電力量の供給に関すること	初年度
送電事業者	使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること	初年度以降十年間
特定送配電事業者	使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること	初年度以降十年間